

第7回 西宮市都市計画マスタープラン策定委員会

日 時：平成 22 年 12 月 11 日（土）
午後 2 時 00 分～
場 所：西宮市役所 東館 801 会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

まちづくりの基本方針の検討

全体とりまとめ

・パブリックコメント提示案の検討

3. その他

西宮市都市計画マスタープラン (パブコメ素々案)

平成22年12月11日

目次

序章 都市計画マスタープランとは

暮らしとまちのビジョン実現をめざして	序-1
1 西宮のまちづくりの歩み	序-1
2 まちづくりを取り巻く環境の変化	序-3
3 新しい都市計画マスタープラン	序-4
構成と内容	序-5

第1章 暮らしとまちのビジョン

まちづくりの基本理念	1-1
暮らしとまちの将来像	1-3

第2章 まちづくりの基本方針

まちづくりの基本方針の構成	2-1
まちづくりの基本方針	2-2

第3章 まちづくりの推進方策

まちづくり推進のための取り組み	3-1
協働のまちづくりの考え方	3-2
1 協働のまちづくりの枠組み	3-2
2 都市計画マスタープランと地区まちづくり	3-4
3 地区まちづくりの進め方	3-5
4 まちづくり活動の支援	3-6
都市計画マスタープランの進捗管理と見直し	3-7
1 進捗管理と見直しの考え方	3-7
2 進捗管理の方法	3-8

序章 都市計画マスタープランとは

暮らしとまちのビジョン実現を目指して

1 西宮のまちづくりの歩み

- 西宮市では、さまざまな形で市民が中心となって美しいまち、環境にやさしいまちづくりを行ってきました。
- 大正末期から昭和初期に夙川の改修が必要になったとき、市民や酒造業者が中心となり、宮水の保全、美しい景観保全を訴え、その結果、河川敷を公園として整備する当時としては画期的な都市計画事業が実施されました。この整備費の一部には、河川から 150 間（約 500 m）の範囲から徴収した負担金があてられました。
- 戦前、西宮には新しい郊外居住を求めて地名に「園」のつく閑静で個性的な住宅地が多く開発されました。人づくりを大切にする市民の気風もあり、大学をはじめとする数多くの文教施設が集積し、誰もがあこがれる学園のまちとなりました。
- 高度成長期の昭和 30 年代後半に「文教住宅都市宣言」の契機となった石油コンビナートの誘致問題が発生し、自然や住環境の保全とともに、酒造りの命ともいえる「宮水」の保全が重要な争点となりました。
- 平成 7 年の阪神大震災では、多くの命が近隣の住民に助けられるなどコミュニティの力が再認識されるとともに、多くのボランティアが全国から集まり、自らのネットワークで震災からの復興を支えました。
- このように市民の力、文化を愛する気風が積み重なり、現在の西宮の姿を作っています。現在を生きる私たちは、これまでの西宮の歴史・文化や人々の営みなどに敬意を表し、この受け継いだ財産をさらによいものとして次世代に引き継ぐため、新たなまちづくりのステージに踏み出していく必要があります。

西宮のまちづくりをめぐる主なトピック

1925年	(大正14年)	4月	市制施行により西宮町が西宮市となる
1926年	(大正15年)	12月	阪急今津線が全通
1927年	(昭和2年)	7月	阪神国道電車開通
1933年	(昭和8年)	4月	武庫郡今津町・芝村・大社村を合併
1934年	(昭和9年)	7月	吹田～須磨間に省線電車(現・JR)開通、甲子園口駅開業
1937年	(昭和12年)	3月	都市計画公園 夙川公園が竣工
1938年	(昭和13年)	7月	阪神大水害
1941年	(昭和16年)	2月	武庫郡甲東村を合併
1942年	(昭和17年)	5月	武庫郡瓦木村を合併
1943年	(昭和18年)	11月	阪神武庫川線武庫川～洲先間営業開始
1945年	(昭和20年)	8月	阪神大空襲
1951年	(昭和26年)	4月	武庫郡鳴尾村、有馬郡塩瀬村・山口村を合併
1958年	(昭和33年)	9月	上ヶ原の学園地区が全国で2番目の文教地区に指定(建設省)
1960年	(昭和35年)	8月	西宮沖埋立計画と日石誘致を発表
1961年	(昭和36年)	11月	米軍甲子園キャンプ地跡に浜甲子園団地の建設始まる(昭和37年10月入居開始)
1962年	(昭和37年)	1月	安全都市を宣言
		9月	日石誘致白紙撤回表明
1963年	(昭和38年)	1月	第二阪神国道(国道43号)開通
		11月	文教住宅都市を宣言
1964年	(昭和39年)	9月	名神高速道路 西宮～尼崎間が開通
1965年	(昭和40年)	5月	平和都市を宣言
1969年	(昭和44年)	4月	西宮市平左衛門町と尼崎市西昆陽字田近野を交換
1970年	(昭和45年)	2月	阪神高速道路神戸・西宮線開通
1971年	(昭和46年)	4月	西宮市総合計画を策定
1972年	(昭和47年)	3月	山陽新幹線開業(市内通過)
		4月	夙川上流緑道完成
1975年	(昭和50年)	10月	中国縦貫自動車道の吹田～落合間開通
1976年	(昭和51年)	5月	武庫川団地の建設始まる(昭和54年3月入居開始)
1978年	(昭和53年)	11月	甲子園浜の干潟を鳥獣保護区に指定(環境庁)
1982年	(昭和57年)	7月	北山緑化植物園開園
1983年	(昭和58年)	12月	平和非核都市を宣言
1984年	(昭和59年)	3月	阪神本線甲子園駅～久寿川駅間を高架化
1986年	(昭和61年)	4月	西宮市新総合計画を策定
1991年	(平成3年)	3月	西宮北有料道路、盤滝トンネル開通
		10月	西宮名塩ニュータウン街びらき
1994年	(平成6年)	4月	阪神高速道路5号湾岸線開通
1995年	(平成7年)	1月	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)
		6月	震災復興計画を策定
1998年	(平成10年)	3月	西宮マリナパークシティ(西宮浜)街びらき
1999年	(平成11年)	4月	第3次西宮市総合計画を策定
2002年	(平成14年)	8月	西宮市都市計画マスタープランを策定
2003年	(平成15年)	12月	環境学習都市を宣言
2008年	(平成20年)	3月	山手幹線 市内全通
		4月	中核市に移行
2009年	(平成21年)	4月	第4次西宮市総合計画を策定 西宮市参画と協働の推進に関する条例を施行 さくらやまなみバス開業

2 まちづくりを取り巻く環境の変化

- 近年、西宮のまちづくりを取り巻く環境は大きく変化し、まちづくりの新たな潮流も生まれてきました。

成熟社会への移行と団塊の世代のコミュニティ回帰

- わが国の経済は拡大成長期から成熟期へ移りました。また少子化、高齢化が進む一方で、団塊の世代が定年を向かえ、地域に帰ってきつつあります。この環境変化をプラスに転じる柔軟な姿勢の都市づくりが求められています。
- 既に整備された社会基盤ストックを活用しながら、コンパクトな市街地の形成や人々が支え合う地域コミュニティの形成を目指すなど、都市づくりのあり方そのものを見直していくことが必要になっています。

地球環境への負荷の低減に向けた世界的取り組み

- 環境問題への取組が地球規模で求められています。都市づくりにおいても地球環境への負荷の小さい持続可能な社会を目指していくことが強く求められています。西宮市では平成 15 年に「環境学習都市宣言」として、参画と協働の環境学習を通じて 21 世紀の世界に誇ることのできる持続可能な都市の実現を目指すことを宣言しました。
- 今後、低炭素・循環型社会や自然共生型社会を支える都市のあり方を議論しながら、それらを具体的な空間として実現していくことが必要になっています。

価値観の多様化とライフスタイルの変化

- 社会の成熟化が進み、人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化がますます進んでいます。暮らしの安全や安心に対する意識や美しいまちへのニーズの高まりも見られます。
- 人々の暮らしは都市を形づくる背景となるものであり、人々が求める暮らしを支える都市づくりを考えていくことが必要になっています。

新しい公共の理念の浸透

- 従来、行政が中心的に担ってきた社会の中での公共的な役割を、市民や地域、民間事業者もそれぞれの立場に応じて担っていく「新しい公共」の価値観が浸透しつつあります。自らの住まう地域の活動や各人の興味を活かしたまちづくり活動に関わる市民の他、本業を活かした社会貢献に取り組む企業などが増えています。
- こうした多様な主体が協働でまちづくりに関わることを促進するためのしくみづくりが必要になっています。

3 新しい都市計画マスタープラン

- 本マスタープランは平成 14 年に初めて策定した「西宮市都市計画マスタープラン」を改定したものです。
- 新しい都市計画マスタープランには次のような特徴があります。

ビジョン実現型

- 市民が望む暮らしとそれを支えるまちの姿を「暮らしとまちのビジョン」として明らかにし、その実現をめざします。
- ビジョンの実現を目指し、まちづくりに関わる主体別に取り組みの方針を示しています。
- 暮らしとまちのビジョンは、市民による「まちづくりワークショップ」の提言を受けて策定したものです。

協働のまちづくりのガイドライン

- 新しい公共の理念を基軸に、市民、事業者、行政などまちづくりに関わる様々な主体が暮らしとまちのビジョンを共有し、それぞれの役割と責任を担いながら協働の取り組みを進めていくことを目指します。
- このマスタープランは、各主体の自律的な取り組みと連携を促す協働のまちづくりのガイドラインとしての役割を持っています。

進捗管理の仕組み

- マスタープランに基づくまちづくりの成果を確認しながら、必要に応じてマスタープランの内容を見直します。
- 定期的に市民の参画を得て評価を行い、その結果を公表することでまちづくりの進行状況を適切に管理します。

都市計画マスタープランの見直しプロセス



構成と内容

- 都市計画マスタープランの構成と内容は以下のとおりです。

序章 都市計画マスタープランとは

- これまでの西宮市のまちづくりの歩みを振り返りつつ、まちづくりの新たな潮流を踏まえた都市計画マスタープランの改訂の考え方を記述しています。
- また、都市計画マスタープランのアウトラインを理解できるよう、構成と概略の内容を示しています。

第1章 暮らしとまちのビジョン

- まちづくりの担い手である市民、事業者、行政が共有していくまちづくりの目標を示し、目標の実現に向けた今後のまちづくりの方向性を記述しています。
- 「まちづくりの基本理念」と「暮らしとまちの将来像」で構成されています。

まちづくりの基本理念

- まちづくりにあたっての基本的な姿勢や視点をわかりやすくアピールし共有していくためのフレーズと、その内容を詳しく表した文章により構成しています。
- 「人と自然」「人とまち」「人と人」のそれぞれのつながりを育んでいくことを基本的な考え方としています。
- 「宮水」を西宮のまちを守り育ててきた私たちの誇りの象徴として、「えん」を多様なふれあいや機会を生み出すつながりの象徴として捉えてフレーズを設定しています。

暮らしとまちの将来像

- 私たちが目指す暮らしとそれを支えるまちの姿を6つの将来像として提示しています。
- それぞれの将来像について、具体的な暮らしのイメージ例を示しています。
- 6つの将来像のそれぞれを象徴する「えん」という読みの6つの漢字(園、円、演、宴、縁、援)を設定しています。

第2章 まちづくりの基本方針

- 「暮らしとまちのビジョン」を具体的な空間として実現していくため、行政が進める取り組みの方針を記述しています。
- 方針はまちづくりの主体を意識して「行政主体の取り組み」「民間活動の規制・誘導」「市民等が進めるまちづくりへの支援・啓発」のそれぞれの区分で整理しています。

第3章 まちづくりの推進方策

- ・都市計画マスタープランに基づいてまちづくりを進めていくための方策を記述しています。
- ・「まちづくり推進のための取り組み」「協働のまちづくりの考え方」「都市計画マスタープランの進捗管理と見直し」で構成しています。

まちづくり推進のための取り組み

- ・まちづくりの推進を効果的に図っていくための取り組みの考え方を記述しています。
- ・まちづくりを推進するための具体的な仕組みづくりや手順、行政の体制づくりの考え方を示しています。

協働のまちづくりの考え方

- ・市民、事業者、行政がビジョンを共有し、それぞれの立場に応じた役割を分担しながら協働でまちづくりに取り組む協働のまちづくりの枠組みを示しています。
- ・都市計画マスタープランと地区まちづくりの関係、地区まちづくりの進め方などについて記述しています。

都市計画マスタープランの進捗管理と見直し

- ・都市計画マスタープランに基づくまちづくりの進捗管理と、それに基づくマスタープラン見直しの考え方を示しています。

「まちづくりの基本理念」と「暮らしとまちの将来像」

「人と自然」「人とまち」「人と人」をつなぎ、育むことで美しい西宮を実現していきます。

人と自然のつながりを育む

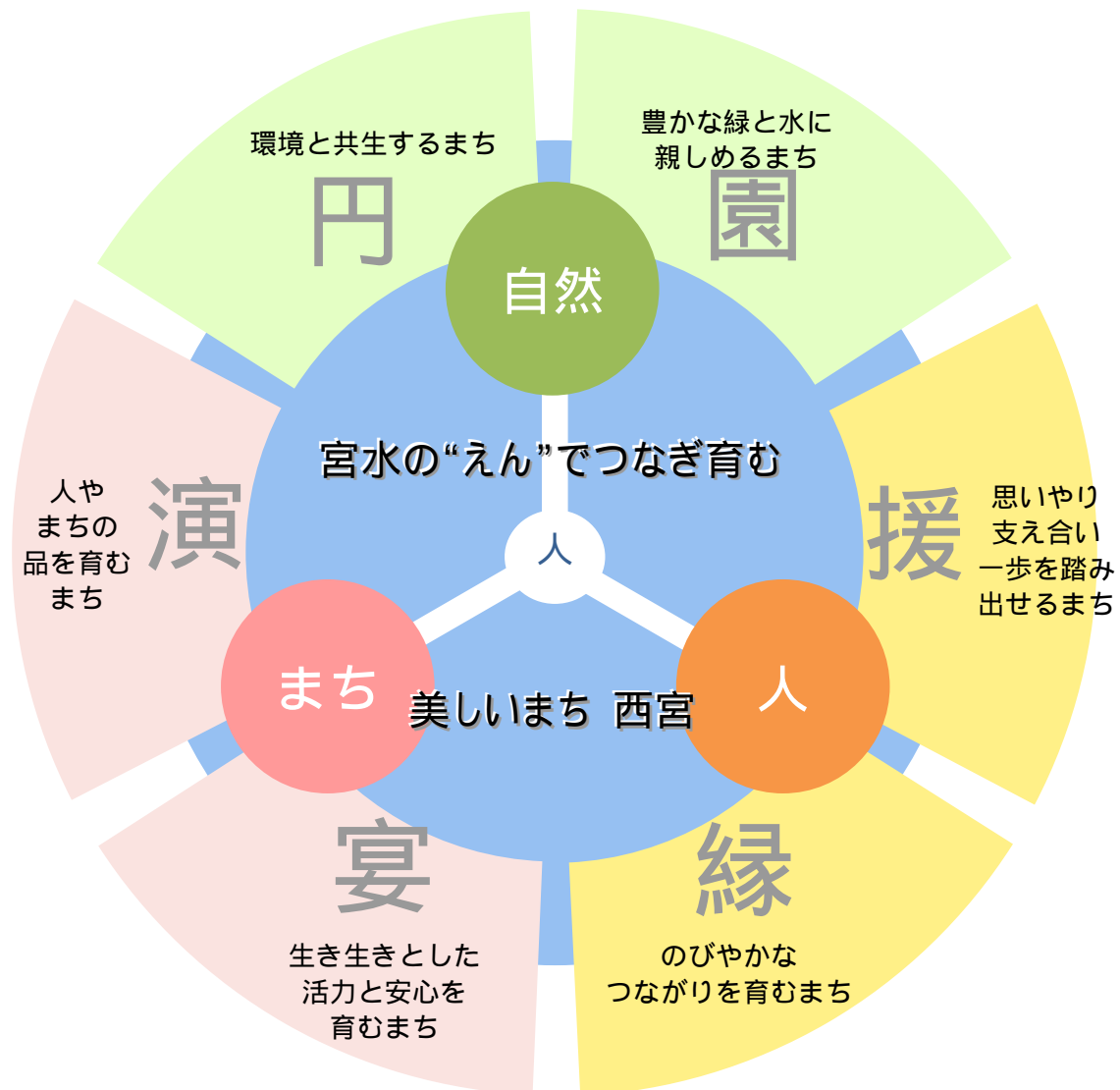
一つひとつの自然を守るだけでなく、それぞれの関係を意識し、有機的に連携させることで、人と自然環境が共生する美しいまちづくりに取り組む。

人とまちのつながりを育む

地域の特性を大切に育み、個性的なまちに育てると共に、それぞれのまちが連携することで、誰もが暮らし、集いたいと思える魅力的で美しいまちづくりに取り組む。

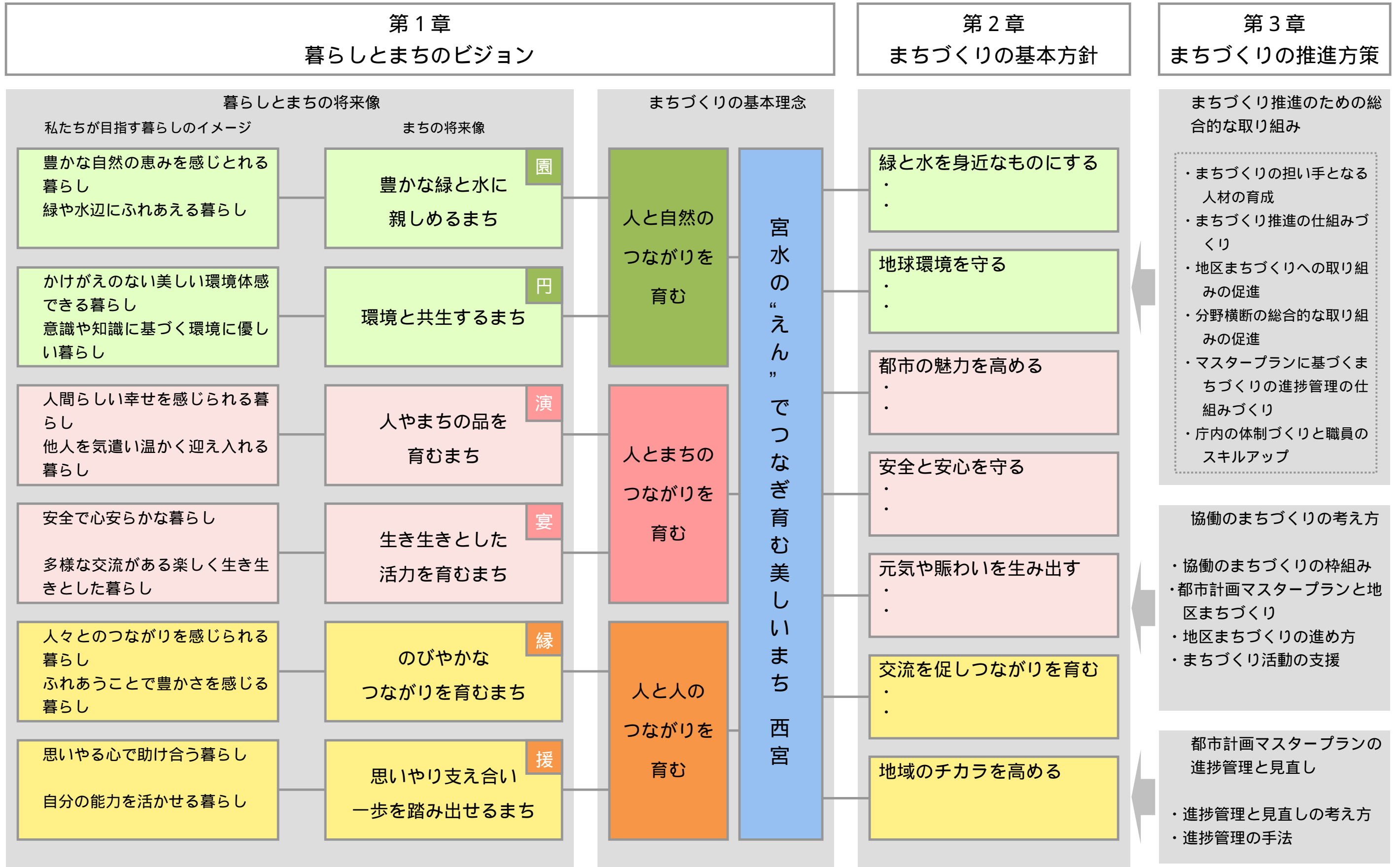
人と人のつながりを育む

一人ひとりが自らの強みを伸ばし、それぞれが連携することで不可能を可能にできるよう、できるところから一歩を踏み出し、仲間とともに協働による美しいまちづくりに取り組む。



先人が大切に守ってきた「宮水」を西宮のまちを守り育ててきた私たちの誇りの象徴として、また「えん」を多様なふれ合いや機会を生み出すつながりの象徴として捉え、今後の西宮のまちづくりにおけるキーワードとして大切にしていく。

西宮市都市計画マスタープランの構成



第1章 暮らしとまちのビジョン

まちづくりの基本理念

私たちは、西宮がこれまで培ってきた文教住宅都市としての優れた環境と、品の良さを感じさせる個性的な都市イメージをさらに高め、後世に継承するため、「人と自然」、「人とまち」、「人と人」のつながりを大切にし、育んでいきたいと思えます。そして、私たち一人ひとりが勇気を持って一步を踏み出し、協働のまちづくりに取り組んでいきます。

人と自然のつながりを育む

西宮には、甲山に象徴される緑あふれる六甲山系の山並み、武庫川や夙川などの清らかな河川、大阪湾に面した甲子園浜や香櫨園浜などの貴重な自然海浜などの大自然から、森や公園、田んぼや畑、街路樹や花壇の花などの小さな自然まで、さまざまな自然が存在します。

私たちは、暮らしの中にある豊かな自然を意識し、大切に守り育むことで、自然とのつながりを感じることができる暮らしをめざします。そのために、一つひとつの自然を守るだけでなく、それぞれの関係を意識し、有機的に連携させることで、人と自然環境が共生する美しいまちづくりに取り組みます。

人とまちのつながりを育む

西宮には、阪神間モダニズムの伝統をくむ洗練されたまち並み、芸術、文化、教育、娯楽、またそれらとの関わりの中で培われてきた自由な市民文化や生活文化があります。また、この文化に触れるために多くの方が西宮を訪れています。

私たちは、この財産をよりよいものとして次世代に継承できる暮らしを目指します。そのため、閑静で利便性の高い住環境や多くの人が集いにぎわうまちなど、それぞれの地域における歴史や伝統、産業、風土などの特性を大切に育み、個性的なまちに育てるとともに、それぞれのまちが連携することで、誰もが暮らし、集いたいと思える魅力的で美しいまちづくりに取り組んでいきます。

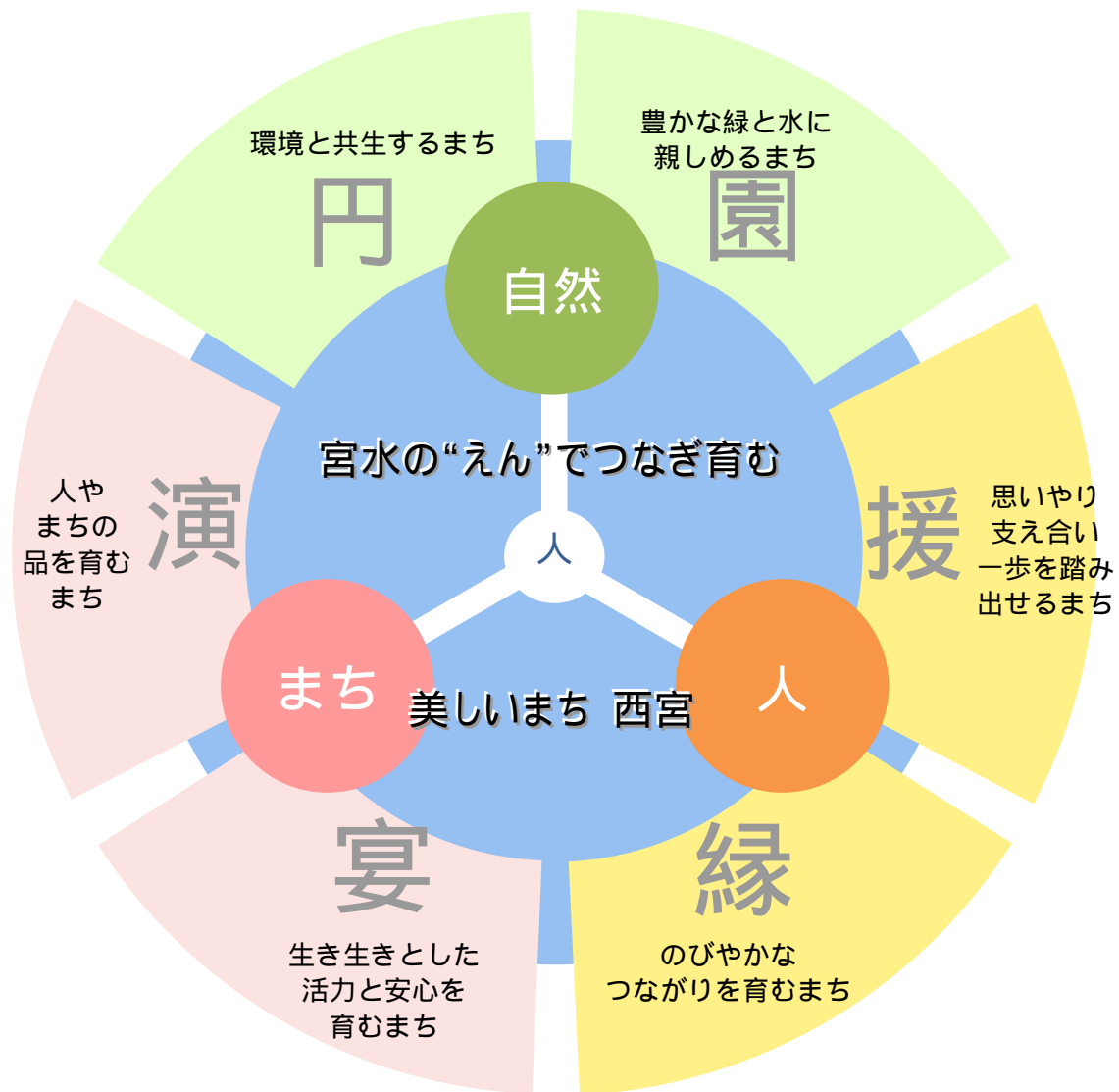
人と人のつながりを育む

西宮には、子どもから高齢者まで幅広い世代の方が暮らしています。また自然に恵まれた北部から利便性の高い南部までさまざまな地域があります。

私たちは、このような世代、立場、地域を超えて人々が集い、語り、学び、遊ぶことで、自らの成長を実感し、ぬくもりや優しさを感じる暮らしを目指します。そのため、市民ひとり一人が自らの強みを伸ばすだけでなく、それぞれが連携することで、不可能を可能にできるよう、自らができるところから一步を踏み出し、互いの思いを共有できる仲間とともに、協働による美しいまちづくりに取り組んでいきます。

人と自然、人とまち、人と人をつなぎ、育むことで、美しい西宮を実現するため、先人が大切に守った「宮水」を「西宮のまちを守り育んできた私たちの誇りの象徴」として、「えん」を「多様なふれあいや機会を生み出すつながり」として、まちづくりにおけるキーワードとして大切にし、次のとおりフレーズにまとめます。

宮水の“えん”でつなぎ育む 美しいまち 西宮



先人が大切に守ってきた「宮水」を西宮のまちを守り育ててきた私たちの誇りの象徴として、また「えん」を多様なふれ合いや機会を生み出すつながりの象徴として捉え、今後の西宮のまちづくりにおけるキーワードとして大切にしていく。

暮らしとまちの将来像

暮らしの視点を重視した6つのテーマから、私たちが目指す「暮らし」とそれを支える「まち」の姿を捉え、「暮らしとまちの将来像」として次のように定めます。今後、「まちづくりの基本理念」に基づき、「暮らしとまちの将来像」の実現に向けてみんなで取り組んでいくものとします。

(1) 豊かな緑と水に親しめるまち(園)

西宮には市街地の背景となっている六甲の山並み、まちのシンボルのひとつでもある甲山、武庫川や夙川をはじめとする水の流れ、豊かな水をたたえる大池や新池などのため池、甲子園浜や香櫨園浜の自然海岸、街路樹に覆われたまち中の緑陰空間、市街地にある田んぼや畑などの農地、神社の鎮守の森に代表される民有緑地、近所の小さな公園や緑地、小川や池など、目を向けてみると豊かな緑と水があります。これらの緑や水は私たちの生活にやすらぎや暖かみを与えるばかりでなく、都市の風格を生み出すとともに、文教住宅都市としての環境の重要な素地となっています。

今後のまちづくりでは、みんなが自然をより身近な存在として感じ、その恩恵を享受できる暮らしを実現していきます。このため、緑や水との関わりを通じたコミュニケーションを大切にしながら、人と自然が調和する緑と水に包まれた庭園のまちをめざします。

【私たちが目指す暮らしのイメージ】

豊かな自然の恵みを感じとれる暮らし

- ・自然体験を通じて自然のもつ役割や私たちの暮らしとの関係について学び、その恩恵に対する喜びと感謝を感じながら暮らしている
- ・豊かな緑や水に囲まれた環境の中で、青少年がのびのびと健やかな心身と、集中力やひらめきを育んでいる
- ・森にはリス、川には蜚が棲むなど、多様な生態系が維持された健全な自然を背景に日常の暮らしを営んでいる。
- ・身近にある緑豊かな公園や広場、街路樹の緑陰に憩い、語らっている
- ・鎮守の森や各地の公園などの緑の拠点を結ぶ緑豊かな街並みがあり、暮らしの中でいつも緑を感じている
- ・身近にある公園や川で子どもたちが遊び、緑や水が原風景になっている

緑や水に身近にふれあえる暮らし

- ・家族でふらっと美しい海、山、川、森に行き、自然の中で休日を過ごしている
- ・子どもたちが美しい海や川で安全に、のびのびと遊び、そこで釣った魚を食べている
- ・緑に包まれた環境の中にあるセラピーガーデンや自然体験フィールドでこころのケアや癒し、自然学習をしている
- ・休日には自宅からそう遠くないところにある市民農園で農を体験したり、地域にあるコミュニティガーデンで植物を育て、人々とのふれあいや交流、緑を愛する心を育んでいる
- ・緑豊かな公園や水辺など自然に近いところでバーベキューを楽しんでいる

(2) 環境と共生するまち(円)

私たちが暮らす市街地や集落地の環境は、自然の地勢と道路、公園、建物、農地などの人工物によって構成されています。これらの環境は私たちの日々の暮らしのニーズに応じて作られてきたものであり、また逆に、私たちの暮らしはこうした環境に左右されるものでもあります。更に、そこで営まれる暮らしは地球の環境とも深く結びつき、近年は私たちの暮らしが地球の環境に与える影響による問題が深刻化しつつあります。

今後のまちづくりでは、身近な地域の環境や地球環境との関係を意識しながら、地球にやさしい暮らしを実現していきます。このため、美しく快適な地域環境の中で自然を意識するきっかけを与えてくれる環境先進性の高いまちをめざします。

【私たちが目指す暮らしのイメージ】

かけがえのない美しい環境を体感できる暮らし

- ・一人ひとりがまち中を散歩したり自転車に乗りながら地形を感じたり、小さなところにも四季の変化を発見しながら暮らしている
- ・まち中の公園、川、ため池、敷地内の緑、建物の壁面や屋上などに生物の棲息できる空間があり、それらが回廊のようにつながり、セミ、トカゲ、ミミズなどの生き物に身近に会い、命の大切さを感じながら暮らしている
- ・緑豊かな山並みや潤いのある水辺など自然の風景が当たり前のようにあり、それらが生活の背景になっている
- ・学校では農作業や自然空間の体験が教育プログラムとして取り入れられている
- ・当たりの生活をすることが地球環境に優しい暮らしになっている
- ・自分たちの住む地域の閑静で落ち着きのある住環境や利便性の高い住環境がかけがえのない財産であることに気づき、共有しながら暮らしている

意識や知識に基づく環境に優しい暮らし

- ・子どもから大人まで市民みんなが環境学習の成果を活かし、ゴミの減量化や省エネルギーなど地球の環境に優しいライフスタイルを意識しながら暮らしている
- ・風の通り道を考えたまちの構造になっており、太陽光発電、雨水利用など省エネルギーや資源の循環を考えた構造、設備を備えた建物で暮らし、活動している
- ・二酸化炭素の排出や地域環境への影響を考慮して鉄道やバスなど環境への負荷の小さい公共交通をできるだけ利用している
- ・ガーデニング、マイバッグ、コンポストなど暮らしの中でできることから身の回りの環境の美化やエコライフに取り組んでいる
- ・玄関先の清掃や緑化から地域の美しい街並みづくりまで、みんながそれぞれに気持ちよく暮らせる地域環境づくりのために取り組んでいる
- ・身近にある道路や公園、河川などを美しく保っていくため、地域の人みんなで力を合わせて清掃などに取り組んでいる

(3) 人やまちの品を育む美しいまち(演)

西宮には古くから人々の暮らしの営みの痕跡が見られますが、近世には西宮神社の門前町として、西国街道や中国街道の宿場町として、また灘五郷の一角をなす酒造のまちとして賑わいを見せました。近代以降は阪神間モダニズムの伝統をくむ自由で洗練された日々の暮らしを楽しむ生活文化と、ハイカラな暮らしの舞台となる美しいまちを育んできました。こうしたまちの成り立ちや、品を感じさせる人とまちは西宮の個性となっています。

今後のまちづくりでは、市民一人ひとりがまちに愛着や誇りを感じることができ、こころ豊かに過ごせる暮らしを実現していきます。このため、これまで培われてきた地域の風土や歴史を大切にしながら、優れた芸術、文化、教育に触れ、人やまちの品を育む美しいまちをめざします。

【私たちが目指す暮らしのイメージ】

人間らしい幸せを感じることができる暮らし

- ・まちの歴史や文化に触れ、地域にある誇れるものをみんなで学び合い、生まれたまち、育ったまち、住んでいるまちに愛着と誇りを持って暮らしている
- ・駅周辺や商店街の賑わい、閑静で落ち着いた住宅地、緑に包まれた文教地、歴史を感じさせる酒蔵のまち、心和む田園風景などそれぞれの地域に個性あふれる風景に包まれて暮らしている
- ・ゆとりや潤いのある美しい環境の中で本物の芸術や文化に触れられる機会がたくさんあり、子どもから大人まで創造性豊かな人格を育みながら暮らしている
- ・歴史の舞台となった場所、伝承されてきた文化的な資産、地域の逸話のある場所、眺望の良い場所など、まち中にある様々な名所を巡り、まちへの理解を深めながら暮らしている
- ・北部地域では田園風景、古民家、農地、農産物、農村集落の生活文化など、南部の地域にはない地域の魅力を感じながら暮らしている
- ・これまで受け継がれてきた先人のまちへの思いを受け止め、地域で培われてきた生活の文化を継承し、現代に合った自分らしい生活を表現しながら暮らしている

他人を気遣い温かく迎え入れる暮らし

- ・それぞれの家族構成、ライフステージ、社会的な立場やライフスタイルに応じて健康で快適に住み、暮らしている
- ・なじみのある街並みや地域の環境が勤務先や旅先から帰って来た時に私たちが温かく迎え入れ、ほっとした気持ちにさせてくれる
- ・阪神間モダニズムの伝統を受け継ぐ閑静で美しい街並みがあり、個人の趣味を楽しみながら健康的で心豊かに暮らしている
- ・もてなしの空間をと整えながら、異なる文化を理解し尊重する姿勢で訪れる人々を暖かくもてなす気持ちを持って暮らしている
- ・みんながルールを守り手入れが行き届いた建物や街並みの中で社会性を育みながら暮らしている

(4) 生き生きとした活力と安心を育むまち(宴)

私たちは、人の温かさにふれた時や気持ち良い風景に出会った時などにほっと安らぎを感じることがあります。子どもから高齢者まで誰もが安らぎを感じ、安心して住み続けることができる安全な環境は住宅都市に必要な不可欠な要素です。一方、西宮には酒造などの伝統ある地場産業の他、企業による様々な生産活動が営まれており、地域の経済を支え都市の活力を生み出しています。まちが健全に発展していくためには、市民も事業者もそれぞれが生き生きと活動できる環境が求められます。

今後のまちづくりでは、みんなが安らぎや快適さを感じつつ自分らしさを表現できる暮らしを実現していきます。このため、暮らしに必要な機能が身近に利用でき、また企業の操業環境が住環境と調和しながら保証されたまちをめざします。

【私たちが目指す暮らしのイメージ】

安全で心安らかな暮らし

- ・地域での声かけや見回りの活動など「地域の目」によって犯罪から守られ、子どもたちは日暮れまで公園で安心して遊んでいる
- ・隣近所の人とは適度な近所付き合いがあり、地域コミュニティのつながりを感じながら安心して暮らしている
- ・地域の人とのふれあいや子育て中の同じ立場の人どうしの交流の中で子どもを育み、子どもを生みたい人が安心して産み育て、また働きながら暮らしている
- ・高齢者や障害者もまち中を安心して自由に移動し、若い人や健常者と共に様々な活動に参加している
- ・買い物や医療など生活と関わりの深い様々なサービスが身近にあり、自動車ではなく徒歩や自転車で利用している
- ・まちの中に多様な産業の活動があり、希望や能力に応じて地域で働くチャンスがあって、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を実現しながら暮らしている

多様な交流がある楽しく生き生きとした暮らし

- ・休日に家族と美しい街路樹のある通りを散歩しながら食事や買い物に出かけたり、道ばたでの知人との出会いやまちの中での新しい発見があるなど日々の生活を楽しんでいる
- ・地域のなじみのお店の店主と会話ややりとりをしながら買い物を楽しんでいる
- ・古くから地域で営まれてきた伝統ある地場産業を尊重する心を持ち、また地場産品が暮らしの中に息づいている
- ・公園では子どもたちから高齢者まで様々な人々が思い思いに快適に過ごしている
- ・ガーデニングや料理、将棋、スポーツなど趣味を介した様々なつながりが暮らしを豊かなものになっている
- ・まち中の雑踏や賑わい、アートなど人々の様々な暮らしや活動の息づかいを感じながら過ごしている

(5) のびやかなつながりを育むまち(縁)

西宮は、旧西宮町に成り立ちや風土の異なる多くの地域が編入されることにより形成されてきたことから、地域ごとに多様な個性を持ち、そうした固有の地域性は現在まで継承されてきました。一方、それぞれの地域には様々な年代、立場の多様な人々が一緒に暮らしています。これらの多様な地域や多様な人々がつながり交流することによって、様々な協働の取り組みや新たな文化が生み出され、またそれらはまちを活性化させます。

今後のまちづくりでは、地域、世代、立場を超えて人々がふれあい、交流できる暮らしを実現していきます。このため、地域をつなぐ交通基盤の他、様々な人々がつながりを育み、学び合える交流の場があり、つながりが時間を超えて受け継がれ、次代の担い手を育てていく仕組みのあるまちをめざします。

【私たちが目指す暮らしのイメージ】

人々とのつながりを感じられる暮らし

- ・まち中の公園で子どもや若い世代の保護者と地域の高齢者がふれあい、ともに見守りながら遊び、時間を過ごしている
- ・学校が地域に開かれ、保護者はもちろん地域の大人が学校の運営や教育にも関わりながら、まちの将来を担う子ども達を育てている
- ・地域に気軽に行けるサロンのような場所(カフェ、バー、居酒屋など)があり、様々な人が交流する中で地縁を深めている
- ・日常の暮らしの中で子育て中の若い世代の人や高齢者など同じ立場の人どうしが知り合い交流している

ふれあうことで豊かさを感じる暮らし

- ・集まりたいときに集まり、つながりたいときにつながらながら自由な交流を深めている
- ・近隣や周辺の地域に行く機会が増え、今まで気づかなかった新しい出会いや発見を楽しみながら暮らしている
- ・市街地と集落地のそれぞれの良さや特徴を活かし、買い物、レクリエーション、仕事など多様な場面で交流しながら暮らしている
- ・観光、買い物、仕事、勉学などで市外から訪れ、まち中を行き交う様々な人々をもてなし交流しながら暮らしている
- ・地域の祭りやイベントに生き生きと参加しながら地域愛を深めている
- ・開放された大学のキャンパスで一般の市民と学生がふれあいながら過ごしたり、学生が地域の人たちと関わりながら勉学や暮らしを営んでいる

(6) 思いやり支え合い一歩を踏み出せるまち(援)

私たちは、とかく自分一人の力で暮らしているように感じがちですが、実際にはさまざまな人と関わりながら暮らしています。地域では、見守りや支え合いなどのコミュニティの活動が私たちの暮らしを支えています。こうした活動は阪神・淡路大震災以降、特に活発になってきました。人々のニーズや地域の課題が多様化し複雑化した現代、これまで主に行政が担ってきた公共的役割を市民のみならずとも分担しながら協働することで、より充実した取り組みを目指す「新しい公共」という考え方が注目されています。

今後のまちづくりでは、互いに思いやり、支え合い、応援する気持ちを共有しながら、人の優しさを感じられる暮らしを実現していきます。このため、様々な人との交流を通じて、一人ひとりが自分にできることを考え、できることから一歩を踏み出す勇気を与えてくれるまちをめざします。

【私たちが目指す暮らしのイメージ】

思いやる心で助け合う暮らし

- ・家族で仲良く心の絆を感じながら暮らしている
- ・地域の人が道端で出会った時には自然に挨拶がかわされ、子どもたちは地域の大人をたくさん知っている
- ・高齢者や子どもたちの見守りをはじめ、様々な助け合いの活動が地域コミュニティの中で営まれている
- ・地域のことに関心を持ち愛着と誇りを感じながら、地域の環境を良くするため積極的に地域と関わりを持っている
- ・地域に根ざしたお店をみんなで応援する気持ちを持ち、できるだけ地域のお店を利用するようにしている
- ・自動車を運転できない人にとって身近な交通手段の一つであるバスの路線が維持できるよう、みんなで積極的に利用している

自分の能力を活かせる暮らし

- ・興味や関心に応じて自らの能力を地域で活かしたいと思った人が、踏み出す一歩をみんなで応援し、支えている
- ・暮らしの中にサークル活動など趣味を通じた地域や世代を超えた人のつながりがある
- ・みんなで共に語り合い、共に学び合い、学んだことを地域の中で活かすことで「公」の役割を担い、共に充実感を感じて暮らしている
- ・いろんな人が地域の課題解決に役に立つ取り組みに楽しみながら関わり、それらがコミュニティのビジネスとして展開されている

第2章 まちづくりの基本方針

まちづくりの基本方針の構成

まちづくりの基本方針は、まちづくりの基本理念のもとに、暮らしとまちの将来像を実現していくための全市的なまちづくりの取り組み方針（テーマ）とその施策展開の方針を示すものです。

（１）まちづくりの取り組み方針と施策展開の方針

第１章では、まちづくりの基本理念のもとに、私たちが目指す「暮らしとまちの将来像」を設定しました。ここでは、その将来像を実現していくため、各分野を横断するまちづくりの取り組み方針を設定し、それぞれのテーマごとに各分野の施策の総合的な展開の方針を定めます。

まちづくりの取り組み方針

分野横断的なまちづくりのテーマの見出しと、テーマの趣旨を記載します。また、暮らしとまちの将来像との関連性についても記載します。

施策展開の方針

各テーマの趣旨に添って、取り組む具体的な施策の方針を記載します。土地利用、交通、景観、環境、産業などの各分野の施策について、以下の視点から整理をして記載します。

（行政主体の取り組み）

行政が中心となって取り組む施策の方針を記載します。

（民間活動の規制・誘導）

市民や事業者などまちづくり主体のまちづくり活動に対して、行政としての規制・誘導施策の方針を記載します。

（市民等が進めるまちづくりへの支援・啓発）

市民や事業者が中心となって進める取り組みについて、行政としての支援施策の方針を記載します。

まちづくりの基本方針

取り組み方針 1 緑と水を身近なものにする

六甲山系の山なみ、武庫川、夙川などの河川沿いの緑・水の空間、甲子園浜や御前浜（香櫨園浜）といった自然海浜・・・これらの存在は私たちの暮らしに潤いや安らぎを与えてくれる、まさに自然の恩恵と呼べるものです。また、北部の農地や市内に点在する公園・レクリエーション空間など、私たちが身近に親しむことのできる環境も数多くあります。

しかし、私たちは日常生活においてこの自然や環境を常に意識しているわけではなく、気づかないうちにその恵みを楽しんでいます。

そのため、まずは私たちの暮らしの背景にある自然の豊さを意識することからはじめ、その恩恵を今後も享受し続けることができるようなまちづくりを進めていきます。

自然の恩恵 潤いや安らぎ レクリエーション

豊かな緑

行政市街化調整区域においては開発許可制度の適切な運用により自然環境を確保

行政六甲山系の樹林地の保全（近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、自然公園区域の指定）

行政条例に基づく保護樹木、景観樹林保護地区、生物保護地区としての保全

行政風致地区、近郊緑地保全区域における緑地率等の規制及び都市緑地法に基づく適正な指導

誘導生物保護地区の立入の制限

誘導生物多様性の保全と持続可能な利用

支援里山保全活動などの緑の保全・育成にむけた活動支援

支援貴重な自然環境の維持・保全にむけた自治会やボランティア団体等との意見・情報交換を促す仕組みの検討

身近な緑

行政市街地部における住宅地や農地の緑の保全（風致地区、生産緑地地区など）

行政公共施設の屋上や壁面の緑化を推進

誘導緑地協定の締結誘導や屋上緑化の誘導などによる都市内緑化の誘導。

支援花と緑のまちづくりリーダーの育成

支援花と緑のコミュニティづくり等の活用

支援緑地協定の誘導

支援各種緑化助成制度による支援

水辺環境

行政甲子園浜、御前浜（香櫨園浜）の貴重な自然海浜の保全

行政身近な河川・水路における自然環境の再生

行政市民が水辺に親しめる空間整備(西宮浜総合公園、御前浜公園等の公園や市民ふれあいの森)

行政河川や水路整備時における親水施設の設置や多自然型の空間整備

行政河川敷緑地や街路樹などとの緑のネットワーク化

行政西宮浜等において桜の名所づくり

行政下水道の水質環境基準を達成できるよう高度処理を導入

支援海浜公園利用者のマナー向上に向け、地域団体との連携及び指導

農地

行政農業基盤の整備による農地の保全

行政農地が有する多面的機能の有効利用

支援農業用水路等の地元による管理

支援市民農園などでの農業体験や栽培技術指導を通じた市民と農家の交流機会の拡充

支援食育促進や学校給食との連携による地域共存型農業の育成支援

支援農家自身による市民農園の開設を推進

支援肥料等の購入に対しての農家への補助

公園緑地

行政レクリエーション環境の整備

行政既設公園の再整備

誘導大規模開発事業時における法律・条例に基づく公園緑地の確保

誘導民間による新たな開発に対する公園緑地の整備誘導

支援市民参加による公園づくり

支援公園緑地の維持管理など市民が自主的に維持管理するための地域団体の育成

取り組み方針 2 地球環境を守る

近年、地球規模での環境問題が重要視されるなかで、低炭素社会の実現がまちづくりを進めていく上で欠かせない視点となっています。まちづくり主体である、市民、事業者、行政はそのことを強く意識し、様々な場面で環境に対する配慮が求められています。

本市においては、すでに「環境学習都市宣言」を行い、環境問題の解決に向けた環境学習や保全活動といった様々な取り組みをスタートさせています。

そのため、今後も引き続き、これまでの自動車交通に過度に依存した拡散型のまちのあり方を見直しつつ、誰もが健康で安心して暮らしつつけることのできる、環境にやさしいまちづくりを進めます。

環境都市 コンパクトシティ 低炭素社会

コンパクトな都市構造

行政市街化区域においては、地球環境に配慮した持続可能で集約的な都市構造の推進

行政市街化調整区域においては、開発許可制度の適切な運用により自然環境を確保

行政歩いて暮らせるまちづくりの推進

行政道路と公共交通機関との連携や渋滞交差点の解消

行政環境にやさしい乗物である自転車の走行環境の改善

環境都市

行政エココミュニティ会議の設置の呼びかけ

行政環境活動を先導するコーディネーターの育成

行政まち全体が環境学習の場となるように事業を展開

誘導エココミュニティ会議における事業者・NPO との連携

誘導環境保全協定等による排出基準、設置基準の遵守

誘導環境への負荷低減する施設改善の誘導

支援市民、事業者の自主的な環境学習への取組支援。

支援環境学習都市宣言の普及啓発と環境学習を促進する活動組織への支援。

地域緑化

支援緑地協定の誘導

支援各種緑化助成制度による支援

支援花と緑のコミュニティづくり等の活用

生物多様性

行政自然保護地区、鳥獣保護区、生物保護地区に指定されている地区の管理体制の充実と保護活動の推進

支援 緑地協定の締結誘導や屋上緑化の誘導などによる都市内緑化の誘導

エネルギーの有効利用

行政 水道施設における自然エネルギーの有効活用等の取組み

行政 下水道処理や雨水の多目的利用

行政 県が実施している下水汚泥処理による汚泥の有効利用についての検討

行政 教育施設における未利用・自然エネルギーの導入

支援 新エネルギーに関する情報や助成事業などについての情報提供

エコ活動

行政 CO₂を中心とする温室効果ガス削減に向けた施策の推進

誘導 地球温暖化防止推進事業所としての登録の呼びかけ

誘導 事業系と家庭系のごみの減量・再資源化の推進

誘導 低公害車の導入とノーマイカーデーの普及啓発活動の実施

支援 身近な生活の中で行えるエコ活動に関する情報提供

支援 ごみ減量推進員制度の充実

支援 「買物袋持参運動」「わがまちクリーン大作戦」などのキャンペーンの広報

支援 環境にやさしい公共交通の維持にむけた利用促進等の啓発

支援 地元主体を全体としたコミュニティバスの導入可能性の検討

取り組み方針 3 地域の個性を活かす

まちづくりを進める上での原動力のひとつに、そこで暮らす私たち一人ひとりの地域への誇りや愛着が挙げられます。幸運なことに、本市は、酒造りのまち、旧街道筋の宿場町の面影、阪神間モダニズムの伝統が息づくハイカラなまち、関西を代表する良好な住宅都市といった多彩な顔をもつ魅力的なまちであり、地域への誇りや愛着を育む要素に溢れています。

そのため、このような本市の個性を活かすことで、より魅力的なまちづくりを進め、そこに暮らす人々のまちへの誇りや愛着を感じることができるようなまちづくりを進めます。

地域資源 郷土愛 文化・伝統

個性ある都市空間

行政 文教地の機能充実

行政 良好な住環境の保全と育成

行政 特別用途地区の指定

行政 公共事業整備に関する景観指針の策定

行政 景観協定、建築協定、地区計画等の制度の活用

行政 市民発意や創意が都市景観に活かされる制度や仕組みづくりの推進

行政 まちに愛着を持って住むことができる心を育てる

誘導 企業に対し西宮まちづくり発見クラブや都市景観形成団体の活動参加への誘導

誘導 景観に関する市民・事業者への理解と関心を高める

誘導 一定規模以上の建築物、工作物、広告物に対する景観法等による届出制度を活用した景観誘導

地域の魅力づくり

行政 農を活かしたまちづくりの支援

行政 地域と共生した工業地の保全

行政 建築物及び宅地の施工における工事管理の適正化や検査の充実

行政 市営住宅ストックを地域資源と捉え、地域特性に応じた多様な用途への転用を検討

行政 住宅情報の提供体制、相談機能、支援のあり方の検討

誘導 耐震診断や耐震工事を誘導し災害に強いまちづくりを推進

誘導 住まいのバリアフリー化及び高齢者向け住まいの普及の促進

誘導 児童受入困難な地区における住宅開発の抑制指導

誘導 耐震性、バリアフリー性、省エネルギー性等について一定性能を有する住まいを長期優良住宅として認定

支援 公園緑地の維持管理など市民が自主的に維持管理するための地域団体の育成

支援 安全で快適な公園づくりに向けた地域住民と意見・情報交換の促進

支援 地域住民による公園清掃等管理委託制度の拡充

支援 公共空間での花づくりや清掃活動など市民主体の良好な景観づくりの支援

支援 防災性、防犯性、居住性に配慮した住まいづくりの啓発支援

支援 住宅等の空きスペースを子育て支援拠点や地域住民の集いの場への利用支援

支援 住まい・住環境について学習する場の支援

支援 マンション管理に関する管理組合等のネットワークづくりを支援

支援 省エネ改修、太陽光発電設置等について補助金の支給や減税を行う

地域共生

行政 市営住宅ストックを地域資源として地域の特性に応じた多用途への活用推進

行政 高齢者や障害のある人等の自立を支援する目的から市営住宅への優先入居を拡充

文化・伝統

行政 文化財の保護、保全に努め、文化財の整備、活用を進める

行政 地域の歴史、文化財への市民の関心を高める

行政 若い力をまちづくりにいかすため、学生ボランティア活動や社会参加を促進する

取り組み方針 4 都市の魅力高める

本市は、古くから良好な住宅地を多数有しているだけでなく、10の大学が集積した高度で豊富な学術研究機能の集積をいかして、「文教住宅都市」を掲げてまちづくりに取り組んでいます。また、最近では、阪急西宮北口駅周辺地区において、芸術・文化関連機能、商業・業務機能、居住機能が集積するなど、本市の玄関口としてホスピタリティあふれる空間が形成されております。

このように、多くの人々がそれぞれに求める暮らしを堪能できる受容力をもった、誰もがあこがれ、暮らしたいと思えるような魅力あふれるまちづくりを進めます。

おもてなし 風格 あこがれ

都市デザイン

行政地域の景観シンボルとなる建造物などを、都市景観形成建築物等に指定・活用

行政公共公益施設や大規模建築物などのデザイン向上による地域の景観拠点づくり

行政地域を特徴づける歴史的建造物や優れた樹木等を保全・活用

行政歴史的街道、公共空間などの心地よく過ごせる場の整備促進

誘導西宮市都市景観賞の継続と内容の充実、受賞作品の活用促進

誘導屋外広告物について適正な指導による公共空間の景観の維持

支援景観重点地区の指定、景観協定の認可など活動への助成

都市型観光

行政まちそのものがミュージアムになる取組みを進める

行政地域資源を活用した都市型観光事業を推進し、西宮の都市ブランドを高める

取り組み方針 5 安全と安心を守る

私たちが安らぎを感じる暮らしを送るには、防災性、防犯性に優れた基盤整備を行う必要があります。しかし、それだけでは不十分ではないでしょうか。そこに暮らす様々な人々が、互いに支え助け合い、自らを取り巻く問題・課題をひとつずつ乗り越えていくことにより、手に入れることのできる安らぎというものもあるはずです。

本市は、平成7年に阪神淡路大震災を経験し、その後、災害に強いまちづくりに取り組んできました。その過程において、暮らしにおける安らぎとは何か、安全・安心とは何かを学んできました。この経験をいかし、互いに協力・連携し、安らぎを感じることのできる安全・安心のまちづくりを進めます。

自助・共助

都市防災力

ユニバーサルデザイン

都市防災力

行政 ライフラインの収容スペースである道路等公共構造物の耐震性の向上

行政 ゲリラ豪雨などの局地的な集中豪雨への対応強化

行政 老朽化した市営住宅や学校等の耐震化や良好な維持管理の推進

行政 公共施設に対する耐震診断等の定期点検の実施と安全管理

行政 生活道路への通過交通の流入抑制、災害時の代替機能の確保のための広域幹線道路の整備

行政 災害時における対策本部機能と市民の防災学習施設をあわせもつ総合防災センターを整備する

行政 災害時の緊急情報伝達手段として防災行政無線を配置する

行政 市民の散策や憩いの場が災害時には避難路、延焼遮断帯としての機能をはたす

地域の安全性

行政 道路幅員や交通状況等を考慮した歩道や通学路の整備

行政 自転車利用者と歩行者等との交通事故対策（走行環境の改善など）

行政 生活道路に対する通過交通の流入を抑制するため交通規制について地域住民や警察と協議

行政 警察や事業者、地域住民との連携を図った路上駐車解消

支援 交通安全推進協議会を中心とした交通安全運動の展開と参加・体験型の交通安全教育を実施

ユニバーサルデザイン

行政 公共施設のバリアフリー化等の推進

誘導 民間による住宅、店舗、住宅地開発事業により整備される公園などの施設に対するユニバーサルデザインの導入指導

地域の助け合い

支援 自主防災組織の結成、強化の支援

支援 地域防災力の強化にむけた企業との連携促進

支援 地域主体の幼児～高齢者までを対象とした参加・体験型の交通安全教育の実施支援

支援 小学校区単位での「地域防災マップ」作成等の推進による地域の防災意識の啓発

支援 防災性、防犯性に配慮した住まいづくりの啓発

取り組み方針 6 元氣やにぎわいを生み出す

市民が生き生きと安心して暮らすには、健全な都市空間として「学習の場」、「雇用の場」、「娯楽の場」といった環境が提供されていることが必要です。こういった暮らしの活動を通して、地域経済の活性化、ひいては都市の活力を生み出すことにつながります。

そのため、様々な人が集い、行き交い、暮らすことができる環境が確保された、元氣でにぎわいあふれるまちづくりを進めます。

にぎわい 地場産業 交通ネットワーク

にぎわいと魅力ある市街地

行政 魅力ある商業地としての環境づくり

行政 北口北西地区の道路修景や公園の整備

行政 J R 西宮駅北側周辺地区の施設整備

行政 都市核間の回遊性の強化

行政 区画整理事業や地区計画等の活用による良好な市街地形成

行政 市所有の跡地の活用

行政 農地の利用について緑地空間としての保全や計画的宅地化への誘導など保全、活用を図る

行政 駐車場施設間の相互利用等、駐車場施設の効率的な運用の検討

行政 自動車を取り巻く社会情勢の変化に応じ、駐車施設附置条例の見直しを行う

行政 自転車駐車場の整備を進め、放置自転車の対策を進める

誘導 大量の駐車需要が発生する施設に対しては十分な駐輪スペースの確保を求める

誘導 阪神西宮駅北側地区における都市核にふさわしい市街地形成の誘導

支援 地域住民と連携し放置自転車の解消に努める

公共交通の利便性

行政 さくらやまなみバスの継続的な事業運営

行政 道路と交通機関の連携強化や渋滞交差点の解消

行政 鉄道事業と連携した駅のバリアフリー化等の施設の整備、充実

行政 地域核における駅前広場等の再整備

誘導 鉄道利用促進するためダイヤ編成の要請や新駅設置の協議を行う

誘導 公共交通不便地域の改善へ向けコミュニティバス導入に向け地域住民と協働で取り組む

道路ネットワーク

行政 国道 176 号などの広域幹線道路の整備促進

行政 市役所前線や山手幹線熊野工区などの地域内幹線道路の整備推進

行政 阪神本線甲子園駅以東における道路と鉄道の立体交差を促進

地場産業

行政 地域経済を支える企業活動を促進させる土地利用の誘導

行政 大型小売店と既存商業との共生を図り、地域一体的な発展を図る

行政 企業移転後の跡地利用の検討

行政 地域資源を活用し、地域産業の活性化を図る

行政 港湾機能の充実と利用の促進

支援 既存商店街の活性化に ICT の利用や市内大学と連携した企画・運営の支援を行う

取り組み方針 7 交流を促しつつなごりを育む

多様な地域、多様な年代、多様な立場の人々がつなごりを育むためには、まずは、気軽に集える場が求められるのではないのでしょうか。そこに集まったことがきっかけとなり、交流が生まれ、つなごりとなっていくことが期待されます。

そのため、市民が気軽に集い、話し合い、豊かなコミュニティを育むことのできる交流の場をたくさんつくり、つなごりを育むことのできる手段や仕組みを整ったまちづくりを進めます。

多世代・多文化 交流 つなごり

集いの場

行政 市民ニーズに配慮した公共施設の柔軟な利活用の推進

行政 公園や駅前広場等の公共空間の市民ニーズ等を踏まえた利活用の検討

行政 住宅地内の生活道路の井戸端会議等を行う生活空間として活用の促進。

誘導 大規模開発事業の際、条例に基づき集会施設の設置等を誘導

誘導 民間による新たな住宅地開発等において「集いの場」の設置や公園緑地の配置等を指導

誘導 民間の住宅地開発により整備される公園について、ユニバーサルデザインの視点に立った公園整備を指導

支援 空家や空き店舗等活用の支援

交流の機会

行政 まちづくり塾の継続開催、宮水学園の充実

行政 多様な世代や地域の人々が交流できるサークル活動やスポーツ活動を可能とする環境整備

支援 地域に根ざした交流拠点づくりの支援

地域ネットワーク

支援 多様なニーズとそれに対応した人材・組織をつなぐコーディネートの支援

支援 高度化、多様化する市民の学習ニーズに対応するため市内の大学と地域社会との連携促進

支援 学生の地域活動への参加の呼びかけ（若い力の社会参加の促進）

etc

取り組み方針 8 地域のチカラを高める

かつての地域におけるまちづくりとは、親兄弟はもとより隣近所との相互扶助の関係性が機能することで成立していた側面があります。

しかし、現代の社会においては、社会経済やライフスタイルの変化など様々な要因により、このような関係性が急速に失われており、その結果、地域コミュニティそのものがないがしろにされつつある状況が生まれています。

そのため、かつては当たり前であった助け合いの精神を取り戻すことで地域の力を高め、市民、事業者、行政が互いに助け合い、地域が主体となった自立的な活動が可能となるまちづくりを進めます。

コミュニティ 地域主体 一歩踏み出す

コミュニティ活動

支援 専門家派遣助成などを通じた市民参加のまちづくりを支援

支援 市民自ら行うコミュニティ活動を支援し、地域で支えあうコミュニティづくりを推進

支援 地域活動への参加を促し、組織運営の活発化への支援、各種団体の支援を推進

支援 自主防災組織の結成、強化の支援

支援 市民団体の自主的な活動の支援とネットワークづくりの支援

地域の主体性の尊重

行政 地区まちづくり計画の都市計画マスタープランへの反映

支援 地区まちづくり計画の作成支援

支援 まちづくり専門家の派遣やまちづくり活動に要する経費の助成

まちづくり人

行政 まちづくり塾の継続開催、宮水学園の充実

行政 まちづくり情報の積極的な発信

支援 地域の活性化や交流促進を図るための中心的な人材育成や発掘の支援

支援 花と緑のまちづくりリーダーなど環境学習都市を支える人材を育成支援

第3章 まちづくりの推進方策

まちづくり推進のための取り組み

- 市は、まちづくりの推進を効果的に図っていくため、次のような取り組みを実施します。

まちづくりの担い手となる人材の育成

- まちづくり塾の他、都市計画マスタープランの進捗管理に市民が参加できる機会をつくるなどまちづくりの担い手となる人材の育成を図ります。
- 様々な主体のモチベーションを高めつつ、連携してまちづくりの取り組みを進めていくために、行政職員のコーディネーターやファシリテーターとしての能力を高めます。
- 行政担当者が蓄積したまちづくりに関わる情報を組織として蓄積し、継承していく仕組みを検討します。

まちづくり情報の提供

- 市民等が自らのまちに関心をもち、理解を深めるため、まちづくりに関する情報を積極的に公表します。
- まちづくりの情報をまとめたマニュアルなどを作成し、配布します。

地区まちづくり活動の促進

- 市民への働きかけによるきっかけづくりや、モデル地区の重点的な支援を通じた効果的な支援方策の検証を行います。
- 地区まちづくりの他、景観、環境、地域福祉など地区に関わらない特定テーマに関するまちづくりなど市民や事業者が様々に取り組むまちづくりを支援するための仕組みをつくります。
- 市街地の開発や大規模な建築物の建築にあたって、都市計画マスタープランを尊重した協議や調整に基づく誘導の仕組みをつくります。
- 地区まちづくりの経験のある市民に参加を呼びかけるなど、より効果的な方法を検討します。

分野を横断した取り組みの促進

- 暮らしとまちの将来像を実現していくため、行政の各分野の担当でビジョンを共有し、まちづくりの基本方針に沿って総合的に取り組みます。
- 各分野における取り組みと同様、市民や事業者などまちづくりに関わる多様な主体の参画による協働の取り組みを進めます。

マスタープランに基づくまちづくりの進捗管理の仕組みづくり

- マスタープランに基づく具体の取り組みの進捗状況の把握と進行管理の仕組みをつくり、実効性を高めます。
- マスタープランに基づくまちづくりの成果を市民の実感及び施策の実現度の両面から評価し、必要に応じて方針を見直すための具体的な仕組みをつくります。
- 市役所内における関係各セクションの連絡調整の体制をつくります。

協働のまちづくりの考え方

1 協働のまちづくりの枠組み

- 「新しい公共」の理念を基本に、市と市民や事業者などがビジョンを共有し、それぞれの立場に応じた役割を担いながら協働してまちづくりの推進します。

(1) まちづくりの主体と役割

市民に期待される役割

- 市民は、自分たちの暮らし方はまちのあり方に左右され、逆に自分たちの暮らしのニーズに応じてまちの姿が生み出されることを理解することが望まれます。
- 自分たちの住む地域のことに目を向け、まずは身近な地域の環境を良くしていこうという意識をもつことがまちづくりへの第一歩である。各人の興味や条件に応じてできるところから取り組みを始めることが期待されます。
- 地域には様々な人々が関わっており、多くの人々とふれあい交流する中で情報を交換・共有し、連携しながら取り組みを広げていくことが大切です。
- できるところから始め、仲間を増やし、身近な地区のまちづくりへと発展させていくことが期待されます。

事業者期待される役割

- 市全体のまちづくりの方向性や市が取り組むまちづくりに関わる事業を理解し、協力していく姿勢が期待されます。
- 地域を支え、地域に支えられてきた地場産業を誇りを持って担い、継承し発展させていくことが期待されます。
- 本業を活かして地域に貢献できることを見つけ、地域住民が取り組む活動に参加したり支援するなどの関わりが期待される。こうした活動に取り組むことが企業としての価値を高めることを意識することが大切です。

行政の役割

- 都市計画マスタープランに基づいて、各分野の取り組みと調整しながら総合的な観点から都市計画施策を進めます。
- 市民や事業者が取り組みの一步を踏み出すためのきっかけをつくとともに、具体的なまちづくりの活動を支援します。
- 市民、事業者、行政の協働のまちづくりを推進していくための仕組みをつくりまします。

(2) 主体間の協働の考え方

市民と行政の協働

- ・市民はまちづくりの基本理念を理解し、その実現に向けて主体的にまちづくりに関わっていくとともに、新しい公共の理念に基づいてこれまで行政が担ってきた公共の役割についてもその一部を担います。
- ・行政は市民の取り組みを支援するとともに、地区で合意されたまちづくりの計画を各種法令に基づく制度で担保するとともに、都市計画に関わる部分を都市計画マスタープランに位置づけます。

市民と事業者の協働

- ・市民はこれまで比較的つながりが少なかった事業者を地域の一員と捉え、一緒にまちづくり取り組みます。また、地域や社会に貢献する事業者を支えます。
- ・事業者は本業などを活かして地域や社会に貢献するとともに市民の取り組みへの支援を行います。

事業者と行政の協働

- ・事業者はまちづくりの基本理念を理解し、その実現に向けて主体的にまちづくりに関わるとともに、新しい公共の理念に基づいてこれまで行政が担ってきた公共の役割についてもその一部を担います。
- ・行政は事業者がまちづくりにおいて適切な役割を果たせるように働きかけや誘導をするとともに、事業者が行う地域活動を支援します。

2 都市計画マスタープランと地区まちづくり

地区まちづくりのガイドライン

- ・都市計画マスタープランは、市民が住む身近な地区のまちづくりに取り組むきっかけとなります。
- ・また、地区まちづくりに際し、全市的な観点から方向性を示すガイドラインとなります。

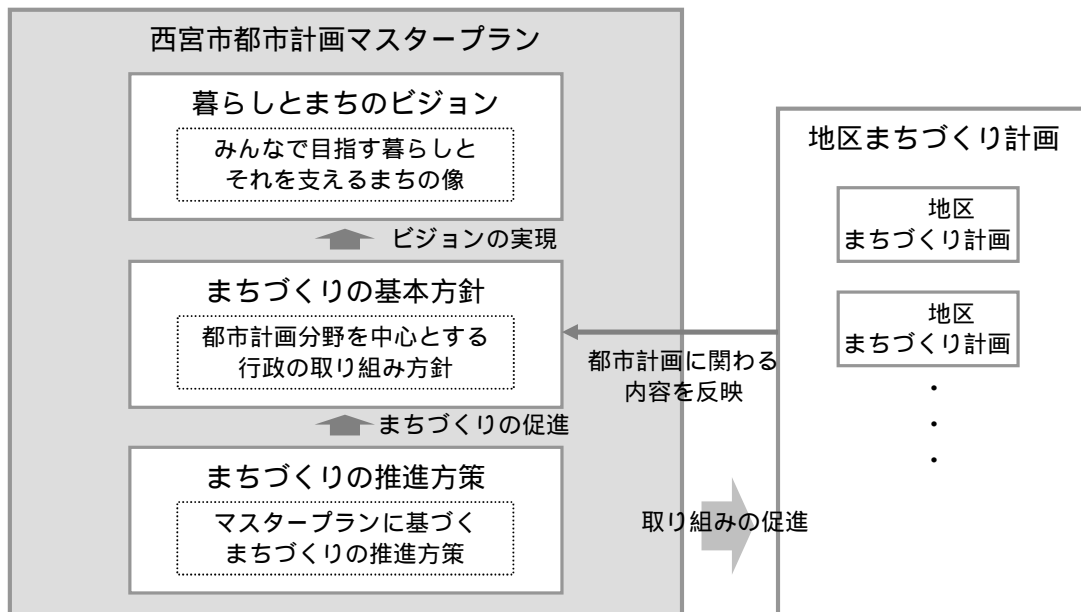
地区まちづくりの成果の反映

- ・市は地区まちづくり計画のうち都市計画に関わる部分について、全市的なまちづくりの考え方との整合性や周辺地域などとの関係を判断した上で、都市計画マスタープランに位置づけます。

地域別構想への反映

- ・地区まちづくり計画を策定した地区が一定程度増えた段階で、その内容を勘案した地域別構想の策定を検討します。

都市計画マスタープランと地区まちづくり計画の関係



3 地区まちづくりの進め方

- 地区まちづくりは、共通のコミュニティとして認識できる範囲を基本として取り組みを進めていく必要があります。
- 個人が踏み出す一歩から仲間と一緒に取り組み、地区全体の取り組みへと広げていくことが望まれます。

自分たちの暮らしと身近な地域の環境の関心に目を向ける

- 自分たちの暮らしがまちをつくり、まちが自分たちの暮らしを支えていることを一人ひとりが認識し、よりよい環境づくりのためにできることから主体的な取り組みの一歩を踏み出していくことが大切です。

様々な人が集い交流する

- 一人ひとりが踏み出した一歩から仲間を増やし、また様々な人との連携により取り組みを広げていくことが期待されます。
- そのため、地区内に住む人をはじめ様々な人が集まり、交流する中で取り組みの芽を育てていくことができる交流の場をつくっていくことが大切です。

仲間を増やし地区全体の取り組みに広げる

- 地区に住む住民が自分たちの住むまちの将来について考え、実現に向けた取り組みを共有していくことが大切です。
- 地区のまちづくりを考える際には、歴史を踏まえ、特徴や資源を活かしていくことはもちろん、都市計画マスタープランに示されたまちづくりの基本方針を踏まえ、また周辺の地域との関係についても意識することが求められます。

地区まちづくり計画としてとりまとめる

- 地区の住民が目指すべき将来像、まちづくりの取り組みの方針、暮らしの作法、建物や土地についてのルールなどについて議論を重ねて共有し、地区まちづくり計画として合意したものを市に提案します。

地区まちづくり計画を推進する

- 地区まちづくり計画を確実に推進するため、行政とも協議をしながら各種法制度を活用していくことが有効です。

4 まちづくり活動の支援

- 協働のまちづくりを推進していくため、様々な主体や場面に応じて以下のような支援を行います。

まちづくりに関する情報と参加機会の提供

- 市民がまちづくりや都市計画に関する理解を深め、関心を持てるよう、都市計画マスタープラン見直しのプロセスで取り組んだまちづくり塾をはじめ、まちづくりを考えるきっかけとなる機会の提供を今後も継続して実施します。
- 市が定める計画づくりへの参加が身近なまちづくりに関わることのきっかけとなることから、今後も市民が参加できる機会を様々な分野において積極的につくります。
- 事業者に対しても地域貢献などの市民活動の促進に向けた意識の啓発を行います。

交流の場づくりの支援

- 地区まちづくりを進めていく上では、地区に関わる様々な人々が協力して多様な取り組みへと展開していくことが大切です。
- それぞれの立場や分野で活動する人々が目的が無くても気軽に集まって自由に情報を交換し、交流する中から新たな取り組みの芽が生まれてきます。このような地区ごとの交流の場づくりを支援します。
- 事業者も地区の一員ですが、これまでは市民との間のつながりはあまりなかった。このため、市民と事業者が交流し、協働の取り組みが生まれる機会をつくります。

主体的なまちづくり活動への支援

- 地区におけるまちづくり活動には、住民どうしが支え合うコミュニティづくり、身近な街並みや住環境の保全、イベントによる賑わいづくりなど様々な形があります。
- 住民が主体的に取り組むまちづくり活動に対して人材のネットワーク、情報提供、技術的支援、経済的支援など様々な支援をします。
- 事業の資産を活かして社会や地域に貢献をしたい事業者を支援します。

法制度等による地区まちづくりの担保

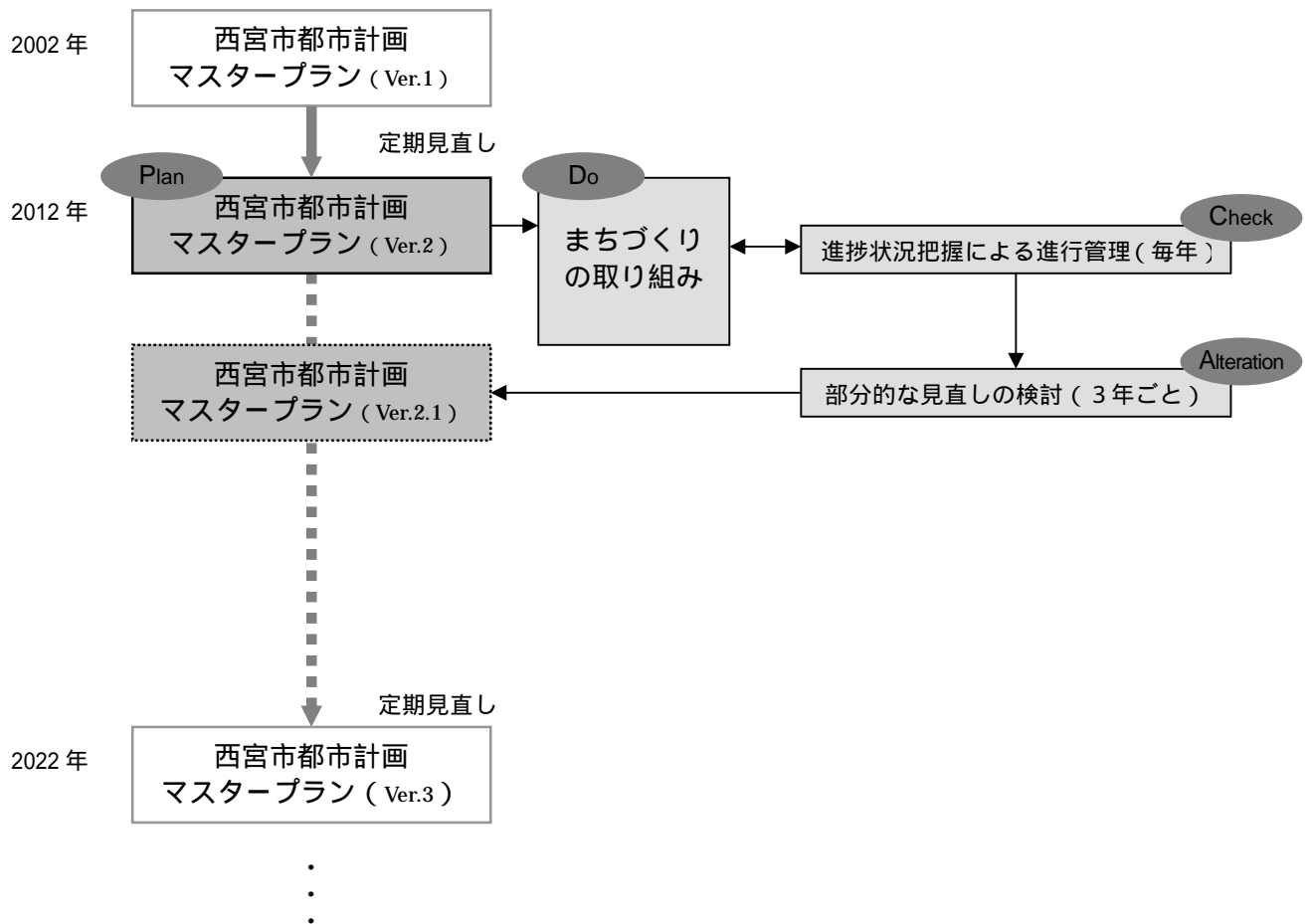
- 地区におけるまちづくり計画は、目指すべきまちの姿やまちづくりの理念を明らかにしたもの、地域で取り組むまちづくり活動の方針を定めたもの、より良い環境づくりのための緩やかなルールを決めたもの、建物や土地の使い方についての具体的なルールを定めたものなど様々なものが考えられます。
- このうち、建物や土地の使い方についての具体的なルールについては、住民の提案に応じて各種法制度等により担保します。
- 一定規模以上の土地利用転換などに際して事業者が取り組む良好なまちづくりに対し、技術的なアドバイスや法制度等による支援をします。

都市計画マスタープランの進捗管理と見直し

1 進捗管理と見直しの考え方

- 社会経済情勢や時代的潮流に対応するため、PDCA サイクルにより進捗管理を行い、マスタープランがまちづくりにおける的確な役割を果たせるよう見直しを行います。
- 毎年、進捗状況を把握しながらその結果を広く公表し、適切な進行管理を行うことにより計画の実効性を高めます。
- 概ね3年ごとに見直しの必要性を検討し、適宜見直しを行います。
- 概ね10年ごとに社会経済情勢や時代的潮流の変化を確認した上で定期的な見直しを検討します。

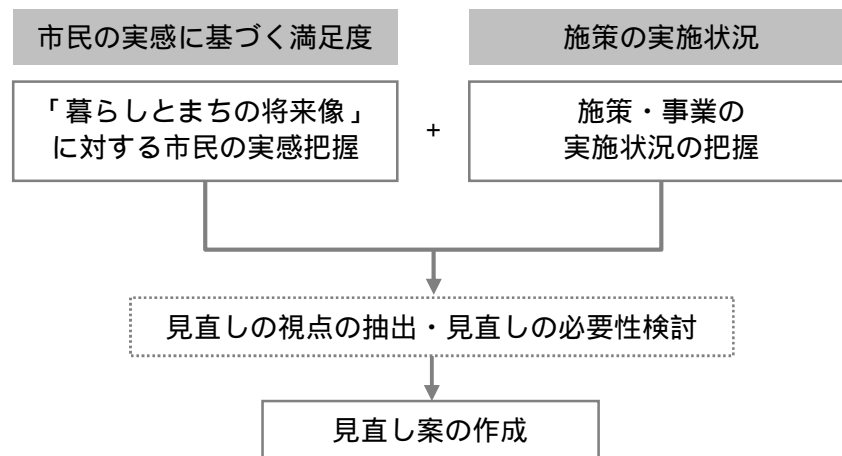
都市計画マスタープランの見直し（案）



2 進捗管理の方法

- まちづくりの成果は、「暮らしとまちの将来像」への到達度合いを市民の実感に基づく満足度及び施策の実施状況の両面から把握します。

進捗管理の仕組み



暮らしとまちの将来像に対する実感を把握する

- 市民ワークショップを実施し、まちづくりの到達度や満足度を把握します。

施策・事業の進捗度を把握する

- 「暮らしとまちの将来像」の6つのテーマに基づく具体的な取り組みについて、個別施策・事業の進捗度を定量的に評価・分析します。